

# 敬天千里眼

敬天千里眼 平成22年2月25日発行(随時)  
発行所 敬天新聞社  
〒335-0013  
埼玉県戸田市喜沢寺丁目二十八番の四十三  
TEL 048-229-0007  
FAX 048-242-5858

事件の詳細は敬天ブログ『<http://brog.keiten.net/>』にて  
随時アップしております

# 茨城県信用組合の東京・辻 クリニックへの、不正融資

茨城県にある茨城県信用組合が東京の保険外美容クリニックに「情実?」不正疑惑の融資。全国信用協同組合連合会の会長であり、日本最大の信用組合・茨城県信用組合の理事長幡谷祐一氏が、自身が懇意にしている東京の辻クリニックという保険外治療をしている美容クリニックに約一億円の融資を行っていた。

これは茨城県信用組合幡谷理事長と、辻クリニック・辻直樹院長、および辻の後ろ盾である出会い系サイト運営会社経営の笹川裕司(故人)氏らの友好関係から起きた、紛れもない「情実融資」「員外貸出」である。

幡谷理事長が友達として辻に金を貸してあげているというだけなら問題ない。友達に一億円ポンと貸してあげる太っ腹な経済人として見上げたものだ。しかし問題なのは、融資の金が、幡谷理事長個人からのポケットマネーからではなく、茨城県信用組合から事業者としての辻クリニックに提供されている事である。

茨城県信用組合は、銀行でも

ノンバンクでもない、信用組合という組織形態をとる金融機関である。銀行であれば融資基準さえクリアしていれば日本中の企業に対して(いや、世界中で)融資をすることが可能である。ノンバンクであれば、誰に對して幾ら貸そうが何の問題もない。

しかし、信用組合というのは貸付に對し一定の条件がある。全国信用協同組合連合会の会長である幡谷氏であれば、絶対に知らなかったでは済まされない条件である。

信用組合形態をとる金融機関に課される貸し出しの際の条件とは、「自組合支店のないエリアの事業者で組合員(預金者)歴が三年を超えていない者に対し融資を行ってはならない。

辻クリニックは茨城県内に支店などない東京麹町の医院であるから、これは明らかな違反行為をしていることになる。茨城県信用組合の幡谷氏が全国信用協同組合連合会の会長であることを鑑みると、看過できない由々しき問題である。全信組連の会長として不正融資や情実融資などの問題に厳格に取り組まなければならない本人が、自ら

不正融資しているわけだから。全国信用協同組合連合会・会長の不正、そして事後の対応に隠蔽体質は公共の利益に反す。

当紙は昨年末、この茨城県信用組合の辻クリニックに對する「不正融資」を憂慮し、茨城信組に、事実確認のための質問書を用意。質問書を郵送するかファックスにするか決めかねていたので茨城信組に直接電話して広報の人間に尋ねたところ、「ファックスを送れば理事長に渡す」と言った。

ところで、その広報の人間が「以前もご連絡いただいたのでしょうか?」

「以前もご連絡いただいたのでしょうか?」

「みたいなきことを聞き返してきた。」

筆者は「他の団体からも攻められているのか?」と思いつつ、「前そんなことありましたか?」のよう言ったら、広報は「……いや、別に……」と惚けた。

この時の茨城信組に對する質問状は、辻クリニックや出会い系屋の笹川との関係をやんわり尋ねる内容だった。しかし、茨城信組の幡谷理事長からも広報の人間からの回答は一切なかった。

しかし当紙としては、全国信用協同組合連合会の会長をつとめ、全国金融機関の規範とならねばならない幡谷氏が自らルールを破り違法行為をした事を見逃してはならないと考えている。貸出量日本一の信用組合が行った不正融資を看過する事は公共の福祉・公共の利益にも反する由々しき行為である、我々はこの不正を今後も徹底追及してゆく所存である。

詳細は敬天ブログ『<http://brog.keiten.net/>』にて随時アップしております